

○自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の対象者・自己負担の概要

対象者：従来の更生医療，育成医療または精神通院医療の対象者であって，一定所得未満の方
（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

給付水準：自己負担については，1割負担。（ 部分）ただし，所得水準に応じて負担の上限額を設定。
また，入院時の食費（標準負担額）については，自己負担。

※ 負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は，医療保険単位
（異なる医療保険に加入する家族は，別の「世帯」として扱う）

生活保護世帯 支援給付世帯	市町村民税 非課税世帯Ⅰ 本人収入≤80万円	市町村民税 非課税世帯Ⅱ 本人収入>80万円	市町村民税(所得割) 3万3千円未満	市町村民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割) 23万5千円以上
0円	1割負担 負担上限月額 2,500円	1割負担 負担上限月額 5,000円	1割負担 負担上限月額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度 額)
			育成医療の経過措置(※1)		
			1割負担 負担上限月額 5,000円	1割負担 負担上限月額 10,000円	
			重度かつ継続(※2)		
			1割負担 負担上限月額 5,000円	1割負担 負担上限月額 10,000円	1割負担 負担上限月額 20,000円(※3)

※1 育成医療の経過措置は，令和9年3月31日まで延長

※2 当面の重度かつ継続の範囲

・ 疾病，症状等から対象となる者

精神…(1) ICD-10（国際疾病分類）における次の分類の者

①F0：症状性を含む器質性精神障害（例：認知症） ②F1：精神作用物質使用による精神行動の障害（例：薬物・アルコール依存症） ③F2：統合失調症，統合失調症型障害および妄想性障害 ④F3：気分障害（例：躁うつ病） ⑤G40：てんかん

(2) 精神障害のため通院医療（状態の維持，悪化予防のための医療を含む）を継続的に要する方
更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る），
肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

・ 疾病等にかかわらず，高額な費用負担が継続することから対象となる方

精神・更生・育成…医療保険の多数該当の方

重度かつ継続の対象については，実証的な研究成果を踏まえ，順次見直し，対象の明確化を図る。

※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は，令和9年3月31日まで延長

※ 生活保護，特定中国残留邦人等支援給付の境界層に対する負担軽減措置

自己負担額を負担することにより生活保護または特定中国残留邦人等支援給付の対象となる場合に，対象とならないよう負担上限額等を減額する措置です。

詳細については，次ページの問い合わせ先へお問い合わせください。

■健康・医療について

○自立支援医療の給付

障害の軽減・回復のためにかかる医療費を一部公費で負担する制度です。

自立支援医療には更生医療・育成医療・精神通院医療の3つがあります。

対象としては、指定自立支援医療機関での治療であること、対象となる障害であること等があり、申請後の審査の結果、認定された方が給付を受けることができます。

(詳細については右記の各問い合わせ先まで)

なお、医療費にかかる自己負担額は原則1割ですが、所得区分に応じて自己負担上限額(月額)が設けられています。

〈対象となる障害〉

対象となる障害		医療の種類
(1)	視覚障害によるもの	更生医療 育成医療
(2)	聴覚、平衡機能の障害によるもの	更生医療 育成医療
(3)	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害によるもの	更生医療 育成医療
(4)	肢体不自由によるもの	更生医療 育成医療
(5)	① 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓の機能の障害によるもの	育成医療
	② 心臓、腎臓、小腸または肝臓の機能の障害によるもの (日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められたものに限る。)	更生医療
(6)	先天性の内臓の機能の障害によるもの(⑤の①に掲げるものを除く。)	育成医療
(7)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの	育成医療
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの (日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)	更生医療
(8)	精神に障害がある者またはてんかんを有する者で、通院による治療を継続的に要する程度の病状にある人	精神通院医療

〈主な治療内容等〉

対象となる障害	治療内容等(※)	
(1) 視覚障害	角膜移植術・網膜剥離に対する手術	
(2) 聴覚、平衡機能障害	鼓室形成術・人工内耳埋め込み術	
(3) 音声・言語・そしゃく	唇顎口蓋裂の歯科矯正・術後言語療法	
(4) 肢体不自由	人工関節置換術・麻痺に対する理学療法	
(5)	心臓機能障害	ペースメーカー植込術・弁形成術 A-Cバイパス術・心臓移植後の抗免疫療法
	腎臓機能障害	慢性透析療法・腎移植術・腎移植後の抗免疫療法
	小腸機能障害	中心静脈栄養法
	肝臓機能障害	肝臓移植術・肝臓移植後の抗免疫療法
(6) その他の内臓機能障害	先天性内臓機能障害に対する治療(育成医療のみ)	
(7) 免疫機能障害	HIV感染に対する治療	
(8) 精神疾患、発達障害、てんかん等	精神疾患、発達障害、てんかん等に対する通院治療	

※ 治療内容については審査があります。上記治療内容に該当されても対象とならない場合があります。(詳細については、右記の各問い合わせ先まで)

問い合わせ先

更生医療(18歳以上)
障がい福祉課
医療福祉担当
☎ 823-9053

育成医療(18歳未満)
子育て給付課
☎ 823-9447

精神通院医療
健康増進課
(総合あんしんセンター
1階)
☎ 803-8005

問い合わせ先

障がい福祉課

医療福祉担当

☎ 823-9053

○重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成

高知市内に住所を有し、国民健康保険、後期高齢者医療制度、社会保険等に加入し、障害程度が次に該当する重度心身障害児・者の方については、保険給付に伴う自己負担分について高知市が助成を行っています。

〈対象となる方〉

- (1) 身体障害者手帳1級、2級の方
- (2) 療育手帳A1、A2の方
- (3) 18歳未満で身体障害者手帳3級、4級と療育手帳B1合併障害の方

※ ただし、平成15年10月1日から65歳以上で新たに受給資格を取得した方については、市民税非課税世帯の方のみ助成対象となります。

※ 氏名、住所、被保険者証等に変更があった場合は、届出が必要となります。

○一定の障害による後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65～74歳の方で申請により一定の障害があると認められた方が被保険者となります。

一定の障害による後期高齢者医療制度への加入申請の手続は、高知市保険医療課後期高齢者医療担当で行います。申請をするときは、次のような障害者手帳等をご持参ください。

後期高齢者医療制度加入後の医療の給付は、後期高齢者医療制度での適用となります。

保険医療課

後期高齢者医療担当

☎ 823-9380

〔後期高齢者医療制度の
問い合わせ先〕

高知県後期高齢者医療広域連合

☎ 821-4526

No.	区 分	障 害 等 級 等
1	身体障害者手帳	① 1級、2級、3級の全部 ② 4級の音声言語機能障害 ③ 4級の下肢障害の一部
2	国民年金証書 障害年金証書等 (障害程度対応表あり)	障害基礎年金 (障害年金、障害福祉年金、老齢福祉年金の受給資格) ※ 該当する障害等級等により判定します。
3	療育手帳	A1, A2
4	精神障害者保健福祉手帳	1級、2級

■健康・医療について

○唇裂口蓋裂の矯正歯科診療について

医療機関名	所在地	電話番号	内容
県立療育福祉センター	高知市若草町10-5	844-5400	奇数月 第2木曜日 偶数月 第4木曜日

問い合わせ先

※予約制

高知県立療育福祉センター
☎ 844-5400

○訪問歯科診療

寝たきりや障害などの理由で歯科診療所に通院困難な方々が、在宅で歯科診療が受けられるように相談窓口を開設しています。

①歯科訪問診療のことなら、まずはお電話ください。

(お電話での相談は無料です)

②必要に応じて歯科衛生士による訪問面談を行います。在宅歯科連携室の歯科衛生士が詳しいお話をお伺いし、お口の中の状態を確認いたします。

(歯科衛生士による訪問面談は無料です)

③訪問歯科医にお繋ぎし、歯科訪問診療を開始いたします。

(有料、健康保険が利用できます)

高知県歯科医師会
在宅歯科連携室

☎ 875-8020

開設時間

月曜日～金曜日

午前 9時～午後5時

(祝日・年末年始は除く)

○障害児・者に対する歯科診療

障害による理由で一般の歯科診療所で診療を受けられない障害児・者の方のために、高知県歯科医師会歯科保健センターで診療を行っています。

歯と口についての日常的な健康相談、予防と定期検診、そしゃくや発音などの機能回復に関するご相談にもお答えいたします。

診療日 毎週土曜日 午前10時～12時、午後1時～4時

毎月第2木曜日 午後1時～4時30分

毎月第4木曜日 午後2時～4時30分

(ただし年末年始・祝日は除く)

対象者

- ・障害があり歯の治療に不安がある方
- ・身体の緊張が激しくじっとしてられない方
- ・口の機能が不十分で食事が十分にとれない子どもさん

その他 障害者福祉医療受給者証、保険証、障害者(療育)手帳などをお持ちの場合はご持参ください。

高知県歯科医師会
歯科保健センター

☎ 824-7862

※予約制

受付時間

月曜日～金曜日

午前 9時～午後5時

(祝日・年末年始は除く)